

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和3年3月8日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市伏見区久我御旅町南部住宅地区建築協定

2 申請者の氏名

大槻 哲男

3 建築協定区域

京都市伏見区久我御旅町4番29, 4番30, 4番32から4番43まで, 4番45から4番48まで, 4番52, 4番58, 4番59, 4番61, 4番62, 4番66から4番84まで, 4番86, 4番87, 4番89, 4番204, 17番, 19番, 22番, 24番, 25番, 26番, 28番, 29番, 33番, 34番, 36番, 46番及び49番並びに同区久我東町1番76, 1番78から1番80まで, 1番83から1番86まで, 1番88, 92番, 95番, 97番及び98番

4 建築協定区域隣接地

京都市伏見区久我御旅町4番27, 4番31, 4番44, 4番49から4番51まで, 4番53から4番57まで, 4番65, 4番85, 4番88, 4番90, 27番及び35番並びに同区久我東町1番87及び96番

5 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 用途, 形態

6 協定の期間

5年間（有効期間の満了6箇月前までに、土地の所有者等から委員会に対して、書面をもって有効期間を延長しない旨の申立てがなされない場合は、有効期間を更に5年間延長することができるものとする。）

7 認可年月日及び番号

令和3年3月8日付け第13-004号

## 8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)